

平成 29 年 11 月 29 日

被保険者の皆様へ

ウラベ健康保険組合

事務長 竹島 直樹



マイナンバーを活用した情報連携を用いた事務（被扶養者の認定事務）について

平素から、健康保険組合の業務にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

先般、厚労省より平成 29 年 11 月 13 日からマイナンバーの情報連携の本格運用を開始する通知がなされました。当組合でも、平成 29 年 6 月 28 日付ホームページでマイナンバー制度による情報連携が開始された後は、一部の添付書類（住民票、所得証明書など）を省略できる案内をしております。

しかしながら、情報連携の試行運用期間に市町村に対して情報照会を行った際、審査に必要な情報を得ることが出来ない場合があることが分かりました。そこで、健康保険組合連合会に確認した結果、当組合では被扶養者の認定を行う上で次の対応をとることにいたしました。

当組合では、被扶養者の認定を行う際、世帯全体の住民票と所得証明書の提出を求めています。当該添付書類の情報については、マイナンバーを活用した情報連携では取得することができないため、引き続きご提出いただきます。

被保険者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、引き続き住民票、所得証明書等の添付書類をご提出いただきますようお願いいたします。添付書類省略の開始時期は未定ですが、決まり次第ホームページ等でご案内する予定です。